

老人デイサービスセンター小咲園

「指定介護予防通所介護」「総合事業」重要事項説明書 (三者用)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第 0870200227号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山桜会
(2) 法人所在地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番1号
(3) 電話番号 0294-35-9000
(4) 代表者氏名 理事長 山本 仁
(5) 設立年月 平成10年 9月4日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所・平成12年4月1日指定
事業所番号 茨城県 0870200227号
※当事業所は特別養護老人ホーム小咲園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 老人デイサービスセンター小咲園
(4) 事業所の所在地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番1号
(5) 電話番号 0294-35-9000
(6) 事業所長（管理者）氏名 益子 貴代
(7) 当事業所の運営方針
施設利用者の人間性を尊重し、施設の健全な環境と明るく楽しい施設づくりに努め、利用者が安心して生活できるように致します。
① 安らぎと活力のある施設づくり
施設利用者やその家族の願いや思いを大切にし、利用者と施設職員が一体となり、人と人との暖かいふれあいを重視し、生き生きとした生活が送れるよう利用者本位の施設を実現致します。
② 地域交流と処遇サービスの実現
地域社会との幅広い交流を推進するため、施設諸活動のボランティアを積極的に受け入れるなど地域と密着した福祉施設となるよう努力致します。
- (8) 開設年月 平成18年4月1日
(9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域　日立市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	月～土曜日 8時～17時 (8月14日～15日、12月31日～1月1日は休みとなります)
サービス提供時間	月～土曜日 9時～16時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人數
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）
2. 介護職員	6名以上（兼務・非常勤含む）
3. 生活相談員	2名以上（兼務、非常勤含む）
4. 看護職員	2名以上（兼務、非常勤含む）
5. 機能訓練指導員	1名以上（兼務、非常勤含む）
7. 運転手	2名以上（非常勤）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：00～17：00
2. 看護職員	勤務時間：9：00～16：30 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事（食事代は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

② 送迎サービス

- ・当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間を送迎いたします。

☆選択的サービス

① 運動器機能向上サービス

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（月額）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的サービス【1割負担の場合】1ヶ月あたり

1.ご契約者の要介護度	要支援1	要支援2	事業対象者	
			サービス1	サービス2
2.サービス利用料金	18,789円	37,839円	18,789円	37,839円
3.うち、介護保険から給付される金額	16,910円	34,055円	16,910円	34,055円
4.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,879円	3,784円	1,879円	3,784円

※同一建物に対する減算（新規）⇒所定単位数から94単位／日を減じた単位数で算定

送迎を行わない場合の減算（新規）⇒所定単位数から47単位／片道を減じた単位数で算定

☆加算対象サービス

選択的のサービスや、その他加算対象サービスには、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

【1割負担の場合】1ヶ月あたり

1.加算対象サービス種類とサービス利用料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援1の方)	サービス提供体制強化加算Ⅱ (要支援2の方)	介護職員等 処遇改善加算 (I)
	919円	1,839円	1月につき 所定単位数×0.092
2.うち、介護保険から給付される金額	827円	1,655円	1月につき 所定単位数×0.092 の90%
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	92円	184円	1月につき 所定単位数×0.092 の10%

※ 端数計算上、誤差が生じる場合があります。

・利用者が要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ・ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いたします。（下記（2）①参照）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事代

当事業所で提供される1回あたりの食事代は以下のとおりです。

食事の自己負担金
〔710円〕

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、月額となります。

食事代はサービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください

②月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

③利用者の体調不良や状態の改善等により介護通所訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

④利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービスの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

⑤月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

⑥月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

⑦サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第1条参照）

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者）【職名】 施設長 山本 仁

②受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険担当課	所在地　日立市助川町1-1-1 電話番号 0294(22)3111 (内線217)
国民健康保険団体連合会	所在地　水戸市笠原町978-301 電話番号 029(301)1550
茨城県社会福祉協議会	所在地　水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内 電話番号 029(241)1133

7. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、状況に応じた措置を速やかに行います。

8. 第三者による評価の実施状況

あり 実施日： 年 月 日

評価機関名称：

結果の表示： あり なし

なし

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 3604.24m²

(3) 事業所の周辺環境

東側は太平洋を望み、西側は山がある自然に囲まれた静かな環境です。

東側の窓から朝日が見え、館内は太陽光線をたっぷり取り入れ、大変明るくなっています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

6名以上（非常勤を含む）の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名以上（1名兼務、非常勤含む）の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上（兼務、非常勤含む）の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

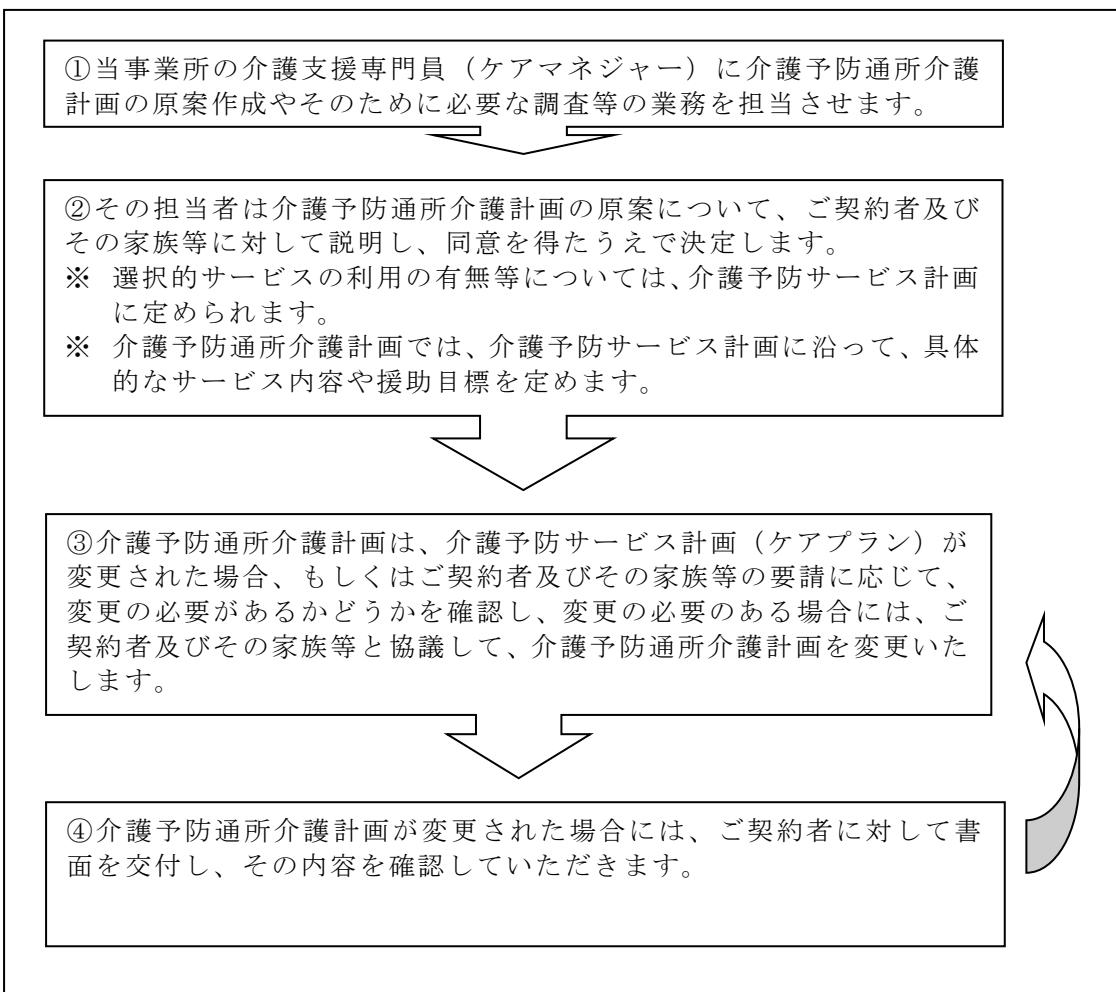
1名（兼務）の機能訓練指導員を配置しています。

運転手…送迎者の運転及び車両の清掃・整備等を行う。

2名の運転手を配置しています。

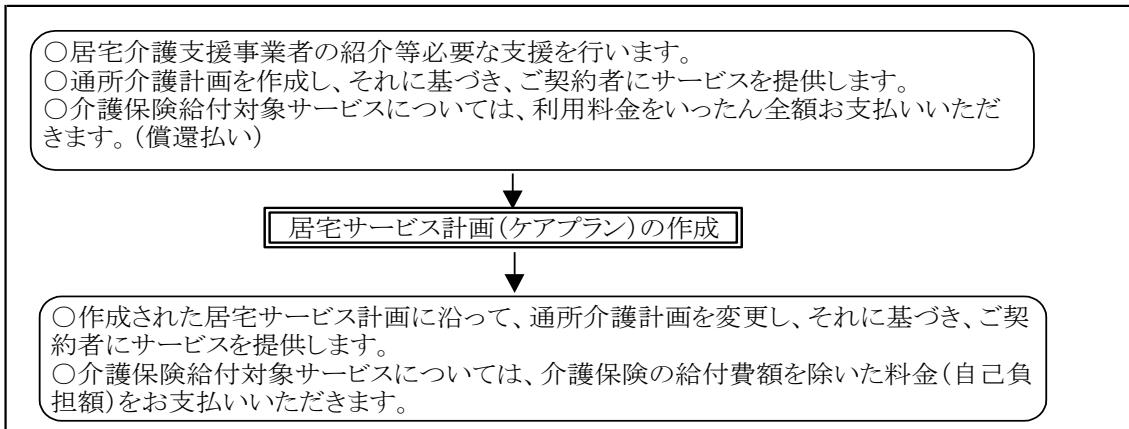
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



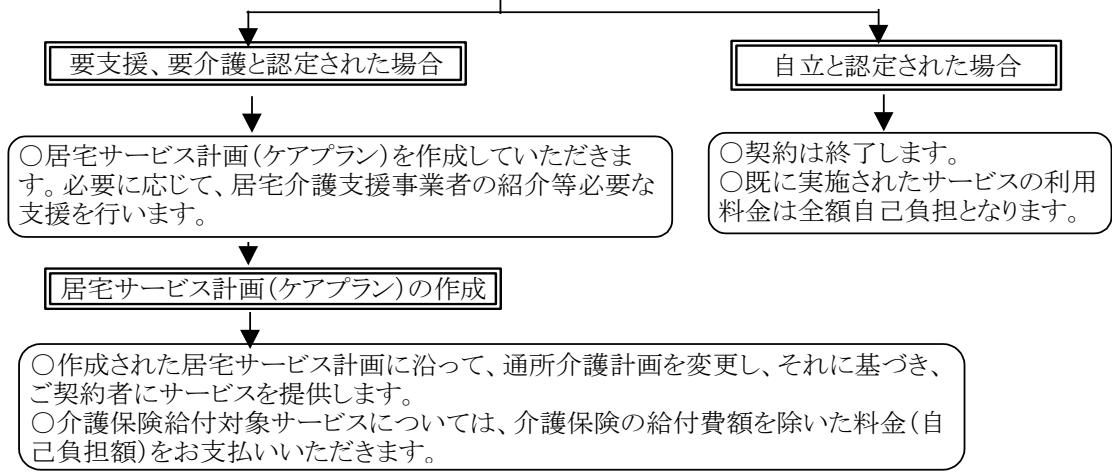
(2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項（契約書第13条、第14条参照）

（1）施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した

りした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 噸煙

事業所内の喌煙スペース以外での喌煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者的心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。